

長崎県立大学入学者選抜試験実施規程

〔平成28年10月1日〕
規程第43号

改正 平成30年2月6日規程第14号
改正 令和3年3月3日規程第79号
改正 令和4年10月5日規程第17号
改正 令和8年4月8日規程第15号

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第23条及び長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号）第14条の規定に基づき、本学における入学者の選考（以下「入学者選抜」という。）に関し、必要な事項を定める。

（入学者選抜）

第2条 本学の各学部における入学者選抜は、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）及び本学が実施する学力検査、面接、小論文、実技検査等（以下「個別学力検査等」という。）により、次に掲げる区分により行うものとする。ただし、区分により、共通テスト又は個別学力検査等を課さないことができる。

- (1) 一般選抜
- (2) 総合型選抜
- (3) 学校推薦型選抜

- 2 前項第2号から第3号に掲げる入学者選抜試験の実施に関し、この規程により難しい場合は、別に定めることができる。
- 3 大学院における入学者選抜に関し必要な事項は、研究科ごとに、別に定める。

一部改正[令和8年規程第15号]

（試験実施本部）

第3条 共通テスト及び個別学力検査等の実施にあたり、本学に、入学者選抜試験実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

- 2 実施本部は、実施本部長、実施副本部長、事務責任者、事務副責任者及び実施本部員をもって組織する。
- 3 実施本部長は、学長をもって充て、本学における入学者選抜試験の実施を統括する。
- 4 実施副本部長は、教育担当副学長（佐世保校又はシーボルト校のいずれかのみに試験場が設置される個別学力検査等においては当該試験場設置校の担当副学長）をもって充て、実施本部長を補佐する。
- 5 事務責任者は、大学事務局長（シーボルト校のみに試験場が設置される個別学力検査等においてはシーボルト校事務局長）をもって充て、実施本部長及び実施副本部長を補佐するとともに、各試験場本部との連絡調整及び入学者選抜試験の実施に係る事務の統括を行う。
- 6 事務副責任者は、学生支援部長又は学生支援部学生支援課長をもって充て、事務責任者を補佐するとともに、共通テストの実施に係る大学入試センターとの連絡調整及び報道対応を行う。
- 7 実施本部員は、実施本部長が指名する者をもって充て、実施本部における共通テスト及び個別学力検査等の実施に関し、必要な業務を行う。
- 8 実施本部は、共通テスト及び個別学力検査等の実施にあたり、不測の事態が発生した場合、情報の収集、整理及び分析を行い必要な対策を講じる。

(試験場)

第 4 条 共通テストの実施にあたり、長崎県離島 4 地区（五島、上五島、壱岐、対馬地区）における大学入学共通テストの実施に関する協定書に基づき、次の試験場を置く。

- (1) 長崎県立大学佐世保校試験場
 - (2) 長崎県立大学シーボルト校試験場
 - (3) 県立上五島高等学校試験場
 - (4) 県立対馬高等学校試験場
- 2 個別学力検査等の実施にあたり、第 2 条第 1 項各号の区分ごとに、本学佐世保校及びシーボルト校にそれぞれ試験場を置く。ただし、学長が特に必要と認めた場合には、これ以外の場所において個別学力検査等を実施することができるものとする。

(共通テストにおける試験場本部)

- 第 5 条 前条第 1 項各号に規定する試験場ごとに試験場本部を置き、試験場責任者、試験場副責任者、試験場事務責任者及び試験場事務副責任者をもって組織する。
- 2 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる試験場における試験場責任者は、それぞれ各校担当副学長をもって充て、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる試験場における試験場責任者は、それぞれ実施本部長が指名する者をもって充てる。
 - 3 試験場責任者は、当該試験場における共通テストの実施に関する業務を統括する。
 - 4 試験場副責任者は、試験場責任者が指名する者をもって充て、試験場責任者を補佐する。
 - 5 試験場事務責任者は、試験場責任者が指名する者をもって充て、実施本部と監督者との連絡調整及び当該試験場における事務処理の統括を行う。
 - 6 試験場事務副責任者は、試験場責任者が指名する者をもって充て、試験場事務責任者の補佐、試験室の管理運営、報道対応（実施本部広報担当者への取り次ぎを含む。）及び試験問題・解答用紙の搬送業務等を行う。
 - 7 各試験場本部に、試験場本部員を置くことができる。
 - 8 試験場本部員は、試験場責任者が指名する者をもって充て、当該試験場本部における共通テストの実施に関し、必要な業務を行う。

(個別学力検査等における試験場本部)

- 第 6 条 第 4 条第 2 項に規定する試験場ごとに試験場本部を置き、それぞれ試験場本部長及び統括補佐をもって組織する。
- 2 試験場本部長は、各校担当副学長を持って充て、当該試験場における個別学力検査等の実施に関する業務を統括する。
 - 3 統括補佐は、各校における事務局長、学生支援部長及び学生支援部学生支援課長をもって充て、個別学力検査等の実施に関する業務及び不測の事態等に係る対応に関する業務を行う。
 - 4 各試験場本部に、試験場本部員を置くことができる。
 - 5 試験場本部員は、試験場本部長が指名する者をもって充て、当該試験場本部における個別学力検査等の実施に関し、必要な業務を行う。

(学部本部)

- 第 7 条 前条の試験場本部に、学部本部を置く。
- 2 学部本部は、個別学力検査等を実施する学部ごとに置くものとし、それぞれ学部本部長及び学部副本部長をもって組織する。
 - 3 学部本部長は、各学部長をもって充て、当該学部における個別学力検査等の実施に関する業務を統括する。
 - 4 学部副本部長は、各学科長をもって充て、学部本部長を補佐する。なお、学部長が学科長を兼ねる学部においては、学部本部長が指名する者をもって学部副本部長に充てることができる。

(実施要領等)

第8条 共通テスト及び個別学力検査等の実施に係る監督者、面接者、連絡員その他業務担当者の業務内容、業務日程、作業マニュアル等の詳細については、それぞれの試験ごとに作成する実施要領、監督要領その他の要領により定めるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

(旧大学規程の廃止)

2 長崎県公立大学法人定款附則（平成20年4月1日）第2項に定める長崎県立大学（以下「旧大学」という。）において定められた、長崎県立大学佐世保校入学者選抜試験実施規程（平成13年）、長崎県立大学佐世保校入学者選抜試験実施細目（平成13年）及び長崎県立大学入学者選抜試験問題作成委員規程

（平成13年）並びにこれらに基づく各種の規定については、これを廃止する。

附 則（平成30年2月6日規程第14号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月3日規程第79号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月5日規程第17号）

この規程は、令和4年10月5日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則（令和8年4月8日規程第15号）

この規程は、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。